

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成31年3月22日

北名古屋市監査委員 大野眞一

北名古屋市監査委員 桂川将典

3 1 北市第42号

平成31年3月15日

北名古屋市監査委員 大野眞一様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 長瀬保

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成31年3月8日付け31北監第26号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <市民課>

### 1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

物品購入において、納品書を受領していないものがあった。

### 2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、物品の納入時に納品書の受領を行うことを徹底しました。

3 1 北健第46号

平成31年3月15日

北名古屋市監査委員 大野眞一様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 長瀬保

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成31年3月8日付け31北監第26号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <健康課>

### 1 【指摘事項】

#### (1) 収入事務について

自動販売機の設置に係る行政財産使用料について、決裁を受けるにあたり、売上に応じた使用料を徴収することを明記していなかった。

#### (2) 庶務事務について

健康ドーム使用料の券売機について、機器更新により 2 台から 1 台へ運用を変更したが、釣り銭用の仮払金を必要最小限の金額に減額していなかった。

#### (3) 契約事務について

食生活改善推進員活動事業の委託業務について、任意団体の資金に一定の繰越金があるにもかかわらず、資金不足を理由として委託料を前払いしていた。

### 2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、平成 31 年度から使用料の算出を明記し、市長決裁を行います。

(2) 指摘事項については、是正しました。

(3) 指摘事項については、平成 31 年度から団体の資金を確認しつつ委託料の支払いをします。

### 3 【監査委員意見】

妙高市との連携事業である健康都市交流メディカル事業について、参加者が健康づくりに関係する団体に限られていることや、開催地が遠方であることから費用対効果を考え、事業の見直しを検討されたい。また、実施にあたりバスを借上げているため、募集定員は最大限の効果が得られるよう設定されたい。

### 4 【措置状況】

健康都市交流メディカル事業については、平成 24 年に妙高市主催で実施し、それ以後北名古屋市主催で実施してきました。他の部署の団体にも参加を呼びかけましたが不参加になった経緯もあります。事業自体の意義を顧みて、実施について検討していきます。

事業を継続する場合には、費用対効果を念頭に置き、募集定員と借上げるバスを検討していきます。